

# 参 考 資 料

平成 1 8 年 1 1 月 1 0 日  
農 林 水 産 省 総 合 食 料 局

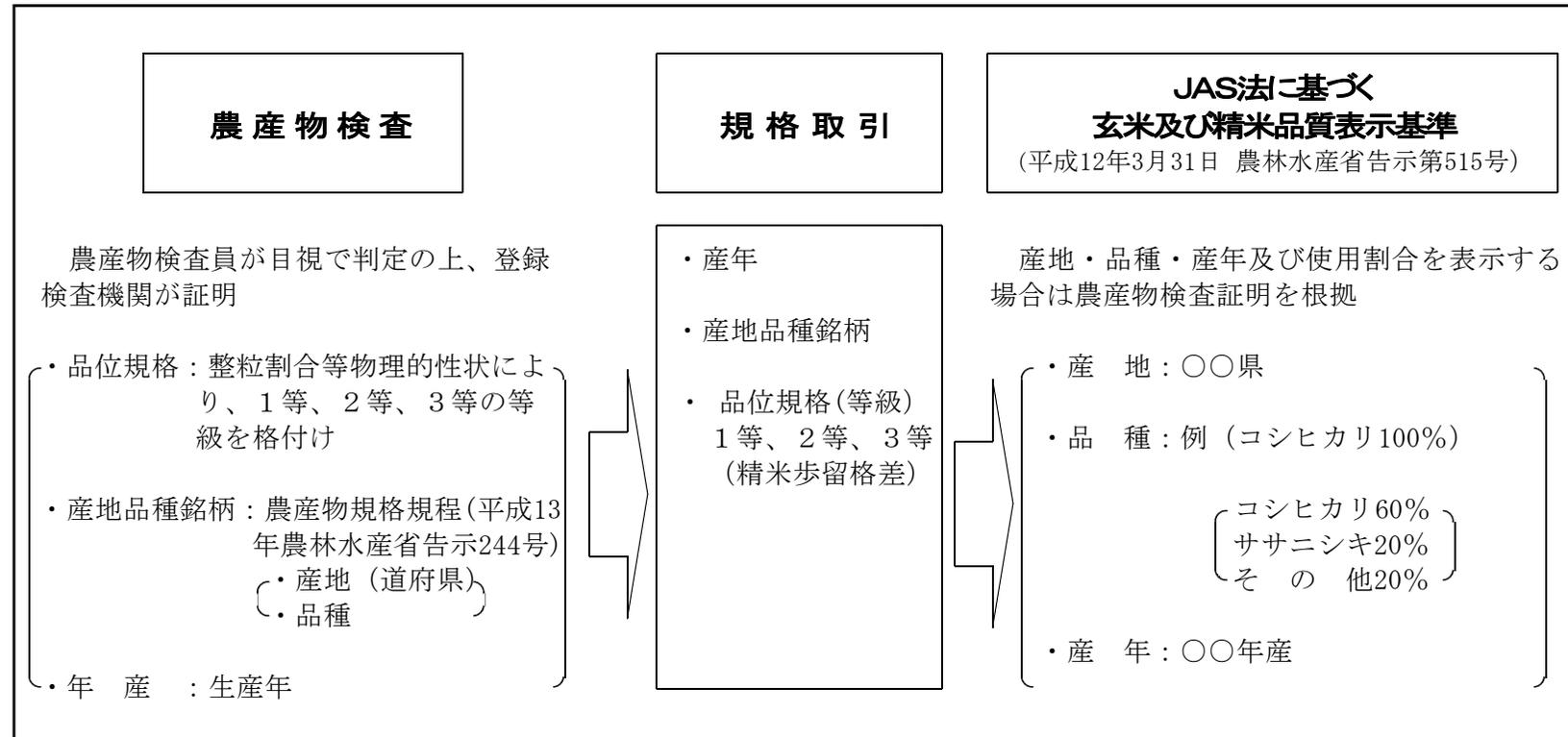
# I 農産物検査関係

## ○ 農産物検査法（昭和26年法律第144号）（抄）

（目的）

第1条 この法律は、農産物検査の制度を設けるとともに、その適正かつ確実な実施を確保するための措置を講ずることにより、農産物の公正かつ円滑な取引とその品質の改善とを助長し、あわせて農家経済の発展と農産物消費の合理化とに寄与することを目的とする。

## ○ 農産物検査と規格取引、精米表示の関係について



○ 農産物検査の民営化の推移

|              | 13年度末 | 14年度末 | 15年度末 | 16年度末 | 17年度末  |
|--------------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 米の検査数量 (%)   | 10.6  | 35.0  | 73.7  | 96.3  | 99.97  |
| 登録検査機関数 (機関) | 297   | 561   | 790   | 968   | 1,387  |
| 農産物検査員数 (人)  | 1,211 | 3,479 | 6,518 | 9,597 | 12,077 |

○ 米販売業者の民営検査の評価

(1) 全国米穀販売事業協同組合アンケート調査  
(平成17年12月)

| 17年産米の検査証明内容について          |     |       |
|---------------------------|-----|-------|
| 総体的にみて適正                  | 13% | } 92% |
| 総体的にみて概ね適正であるが、一部に甘いものがある | 79% |       |
| 総体的に甘い                    | 6%  |       |
| どちらともいえない                 | 2%  |       |

(2) (社)日本精米工業会アンケート調査  
(平成17年10月)

| 17年産米の検査証明内容について       |     |       |
|------------------------|-----|-------|
| 妥当である                  | 16% | } 80% |
| 概ね妥当であるが、一部に甘いものがある    | 64% |       |
| 全般的に評価が甘い              | 16% |       |
| 評価の甘いものが多いが、許容できる範囲である | 4%  |       |

○ DNAによる品種判別調査結果

① 品種判別分析結果

|      | 16年産    | 17年産    |
|------|---------|---------|
| 調査点数 | 16,989点 | 16,443点 |
| 一致   | 98.1%   | 99.2%   |
| 不一致  | 1.9%    | 0.8%    |

調査対象品種：

16年産 20品種

17年産 10品種

② 平成17年産米品種判別分析結果

ア 地域別状況

| 地域別  | 調査点数  | 異品種の混入等が認められたもの |
|------|-------|-----------------|
| 北海道  | 568   | 14 (2.5%)       |
| 東北   | 6,341 | 62 (1.0%)       |
| 関東   | 3,102 | 20 (0.6%)       |
| 北陸   | 3,059 | 9 (0.3%)        |
| 東海   | 421   | 2 (0.5%)        |
| 近畿   | 502   | 4 (0.8%)        |
| 中国四国 | 1,272 | 8 (0.6%)        |
| 九州沖縄 | 1,178 | 12 (1.0%)       |

イ 品種別状況

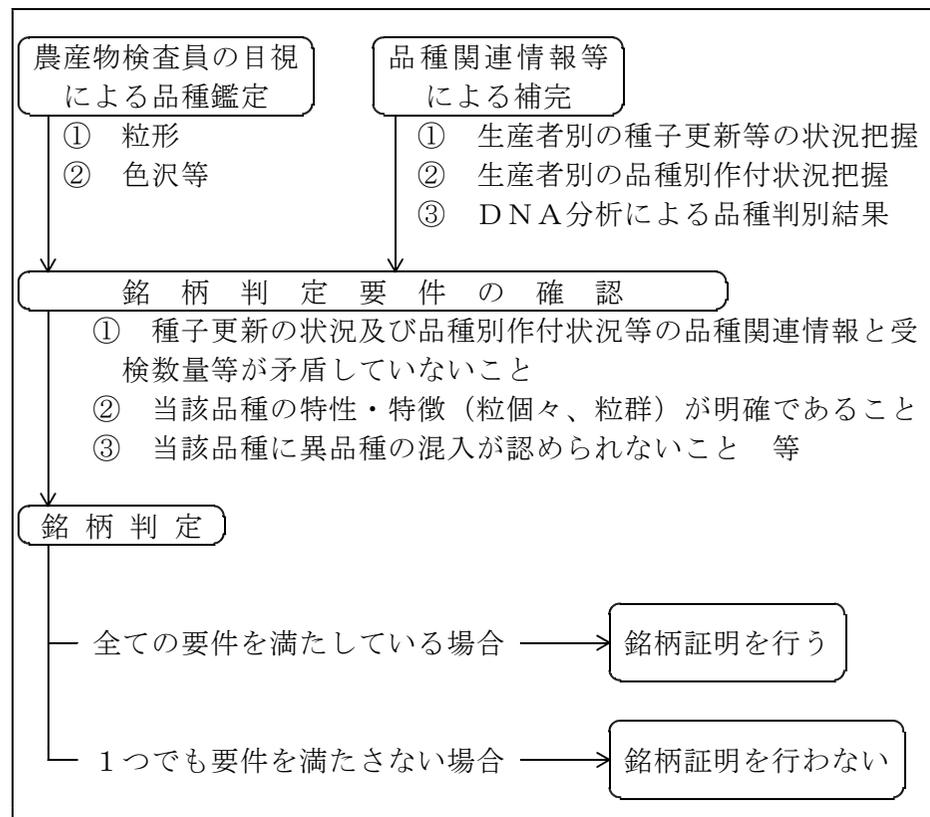
| 品種別    | 調査点数  | 異品種の混入等が認められたもの |
|--------|-------|-----------------|
| コシヒカリ  | 8,019 | 29 (0.4%)       |
| あきたこまち | 2,445 | 29 (1.2%)       |
| ひとめぼれ  | 2,132 | 29 (1.4%)       |
| ヒノヒカリ  | 1,462 | 14 (1.0%)       |
| はえぬき   | 951   | 6 (0.6%)        |
| きらら397 | 568   | 14 (2.5%)       |
| つがるロマン | 550   | 6 (1.1%)        |
| ササニシキ  | 141   | 3 (2.1%)        |
| ハナエチゼン | 111   | - (-)           |
| 夢つくし   | 64    | 1 (1.6%)        |

③ 異品種の混入程度 (16、17年産)

| 25粒中に混入する異品種の粒数       | 異品種の混入等が認められた点数 |             |
|-----------------------|-----------------|-------------|
|                       | 16年産            | 17年産        |
| 1粒 ~ 3粒 (4%~12%)      | 174点 (52.9%)    | 59点 (45.0%) |
| 4粒 ~ 6粒 (16%~24%)     | 54点 (16.4%)     | 29点 (22.1%) |
| 7粒 ~ 9粒 (28%~36%)     | 28点 (8.5%)      | 7点 (5.3%)   |
| 10粒 ~ 12粒 (40%~48%)   | 10点 (3.0%)      | 6点 (4.6%)   |
| 13粒 ~ 15粒 (52%~60%)   | 8点 (2.4%)       | 6点 (4.6%)   |
| 16粒 ~ 18粒 (64%~72%)   | 9点 (2.7%)       | 5点 (3.8%)   |
| 19粒 ~ 21粒 (76%~84%)   | 6点 (1.8%)       | 3点 (2.3%)   |
| 22粒 ~ 24粒 (88%~96%)   | 13点 (4.0%)      | 0点 (0.0%)   |
| 品種名誤記入又は品種の取違え (100%) | 27点 (8.2%)      | 16点 (12.2%) |
| 合計                    | 329点 (100%)     | 131点 (100%) |

(注) ( ) 内は、構成比である。

○ 米の銘柄検査フロー



○ 地域・品種別にみた米収穫期例

| 地域          | 品種名    | 収穫適期   |      |
|-------------|--------|--------|------|
| 北海道<br>(空知) | ほしのゆめ  | 9月20日頃 | } 3日 |
|             | ななつぼし  | 9月23日頃 |      |
|             | きらら397 | 9月25日頃 | } 2日 |
| 宮城          | ひとめぼれ  | 9月25日頃 | } 3日 |
|             | ササニシキ  | 9月28日頃 |      |

○ 稲作生産における不可避免的な異品種混入の可能性

| 作業行程                     | 想定される混入機会 | 最大混入率(%) | 混入原因                                                |
|--------------------------|-----------|----------|-----------------------------------------------------|
| 播種<br>～<br>育苗<br>～<br>移植 | 種子        | 1        | 自家採種(道府県別に0～65%、平均17%)においては、栽培中の各種混入要因による混入の可能性はある。 |
|                          | 播種機       | 0        | 構造上残粒発生部位は少ない。                                      |
|                          | 田植機       | —        | 機械的混入の可能性は無い。                                       |
| 生育中                      | 花粉飛散による交雑 | 1        | 交雑形質が胚乳に未発現でもDNA鑑定では分離の可能性はある。                      |
|                          | 前作漏生種子    | 不明       | 収穫時のこぼれ落ち籾等が翌年発芽、稔実する可能性がある。                        |
| 収穫                       | コンバイン     | 1        | 品種切替時の残粒。                                           |
|                          | トラック等     | 0        | 清掃が容易であり可能性は低い。                                     |
| 乾燥・調製                    | 乾燥機       | } 1      | 品種切替時の残粒。                                           |
|                          | 籾摺機・調製機   |          | 品種切替時の残粒。                                           |
| 計                        |           | 4        |                                                     |

○ 農産物検査における玄米規格の異種穀粒及び異物の許容限度 (%)

農産物規格規程 (抄) (平成13年農林水産省告示第244号)

|     | 異種穀粒 ① |     |                 | 異物<br>② | ①+② |
|-----|--------|-----|-----------------|---------|-----|
|     | もみ     | 麦   | もみ及び麦を<br>除いたもの |         |     |
| 1 等 | 0.3    | 0.1 | 0.3             | 0.2     | 0.9 |
| 2 等 | 0.5    | 0.3 | 0.5             | 0.4     | 1.7 |
| 3 等 | 1.0    | 0.7 | 1.0             | 0.6     | 3.3 |

(附)

もち玄米には、その種類以外の玄米が1等のものにあつては1%、2等のものにあつては2%、3等のものにあつては3%を超えて混入してはならない。

(定義)

異種穀粒：その種類の玄米を除いた他の穀粒をいう。

異物：穀粒を除いた他のものをいう。

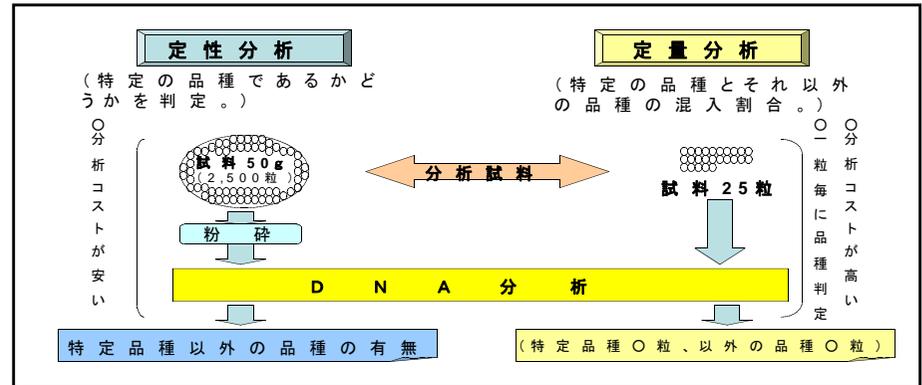
○ DNA分析による米の品種判別について

1 DNA分析による米の品種判別法は、その目的により定性分析と定量分析がある。

(1) 定性分析：合成縮分して粉碎した試料を用いて、特定の品種であるかどうかを判定する分析方法

(2) 定量分析：合成縮分した粒単位の試料を用いて、特定の品種とそれ以外の品種の混入割合を判定する分析方法

○ DNA分析による品種判別方法



2 主要分析機関においては、定量分析法として20粒法、25粒法、48粒法を採用している。

分析に供する試料の量 (粒) を増やせば統計学的に分析精度は高くなるが、他方、

(1) 分析に時間を要すること

(2) 費用が高むこととなる。

このため、分析機関によれば、費用・時間と分析精度の両立の観点から、25粒法を採用することが一般的となっている。

○ 主要分析機関の定量分析法と分析価格

| 分析検査機関 | 定量分析の方法        | 分析料金<br>(円) | 定性分析料金<br>(円) |
|--------|----------------|-------------|---------------|
| A 社    | 25粒法           | 20,000      | 20,000        |
|        | 48粒法           | 40,000      |               |
| B 社    | 20粒法           | 15,750      | 12,600        |
|        | 25粒法           | 15,750      |               |
|        | 50粒法 (25粒 × 2) | 31,500      |               |
| C 社    | 25粒法           | 12,600      | 10,500        |
| D 社    | 25粒法           | 15,000      | 18,000        |
| F 社    | 25粒法           | 13,000      | 13,000        |

# (参考) 平成16年産米の農産物検査のDNA分析による品種判別調査結果

プレスリリース

平成17年7月8日  
農 林 水 産 省

## 平成16年産米の農産物検査のDNA分析による品種判別調査結果について

農産物検査の業務は、平成13年度から5年間で国から民間の登録検査機関に移行することとしており、平成16年産うるち米の検査数量445万トンのうち428万トン(96.2%)が民間の登録検査機関により実施されている。

この農産物検査の品種鑑定については、現在農産物検査員が玄米を目視することにより実施されているが、農産物検査の実施について、より一層の信頼性を確保するための基礎的データ収集のために、今回DNA分析による品種判別調査を実施した。

(ポイント)

登録検査機関が16年産米の産地品種銘柄の銘柄証明を行った受検品のうち、16,989点の産地品種銘柄の証明について、DNA分析による品種判別を行った。

(1) この結果、異品種の混入が全く認められず、民間の登録検査機関による農産物検査証明と今回のDNA分析が完全に一致したものは、16,660点(98.1%)であった。

(2) 329点(1.9%)については、DNA分析により、異品種の混入等が認められた。

連絡先：総合食料局 食糧部  
消費流通課 農産物検査班  
電話：03-3502-8111(内線5790,5791)  
直通：03-3501-3790  
担当：江渡、庄司

## 調査結果

### 1 対象品種

作付面積(15年産)上位20品種

〔コシヒカリ、ひとめぼれ、ヒノヒカリ、あきたこまち、きらら397、  
キヌヒカリ、はえぬき、ほしのゆめ、つがるロマン、ササニシキ、  
ゆめあかり、日本晴、ハナエチゼン、夢つくし、あいちのかおり、  
むつほまれ、あさひの夢、ななつぼし、ハツシモ及びふさおとめ〕

### 2 概 要

(1) 産地段階における農産物検査時点で、別途DNA分析による品種判別調査を行ったところ、異品種混入が全く認められず、民間の登録検査機関による農産物検査証明と完全に一致したものは、16,989点中16,660点(98.1%)であった。(表1)

表1 DNA分析による品種判別調査結果

|                   |                  |
|-------------------|------------------|
| 異品種の混入が認められなかったもの | 16,660点 (98.1%)  |
| 異品種の混入等が認められたもの   | 329点 (1.9%)      |
| 合 計               | 16,989点 (100.0%) |

(注) 農産物検査の銘柄鑑定は、一定の技術水準を有する民間の農産物検査員が玄米を目視すること等により実施している。

(2) DNA分析により異品種の混入等が認められた329点(1.9%)について、その混入等の状況は以下のとおり。(表2)

表2 異品種の混入程度等

|                       |                      |
|-----------------------|----------------------|
| 異品種混入12%以下(25粒中3粒以下)  | 174点 (52.9%) <1.0%>  |
| 異品種混入24%以下(25粒中6粒以下)  | 54点 (16.4%) <0.3%>   |
| 異品種混入36%以下(25粒中9粒以下)  | 28点 (8.5%) <0.2%>    |
| 異品種混入48%以下(25粒中12粒以下) | 10点 (3.0%) <0.1%>    |
| 異品種混入60%以下(25粒中15粒以下) | 8点 (2.4%) <0.0%>     |
| 異品種混入72%以下(25粒中18粒以下) | 9点 (2.7%) <0.1%>     |
| 異品種混入84%以下(25粒中21粒以下) | 6点 (1.8%) <0.0%>     |
| 異品種混入84%を超えるもの        | 13点 (4.0%) <0.1%>    |
| 品種名誤記入又は品種の取違えによるもの   | 27点 (8.2%) <0.2%>    |
| 合 計                   | 329点 (100.0%) <1.9%> |

(3) なお、17年産米についても、同様の品種判別調査を行うこととしている。

# (参考) 平成17年産米の農産物検査のDNA分析による品種判別調査結果

プレスリリース

平成18年7月21日  
農 林 水 産 省

## 平成17年産米農産物検査のDNA分析による品種判別調査結果について

農産物検査（年産、等級、産地品種銘柄）は、①米の規格取引の根拠、②JAS法に基づく米の品質表示基準の根拠となっている。

農産物検査の業務は、平成13年度から5年間で国から民間の登録検査機関に移行することとしており、移行期間の最終年度となる平成17年産うるち米の検査については、494万トン（全検査数量の99.97%（平成18年6月末日現在））が民間の登録検査機関により実施されている。

農産物検査における産地品種銘柄の証明については、一定の検査技術を有する民間の農産物検査員が、品種関連情報をもとに玄米を目視鑑定することにより実施されているが、農産物検査の実施について、より一層の信頼性を確保するための基礎的データ収集を目的として昨年に引き続きDNA分析による品種判別調査を実施した。

(ポイント)

登録検査機関が17年産米の産地品種銘柄の証明を行った受検品のうち、16,443点について、DNA分析による品種判別を行った。

(1) この結果、異品種の混入が全く認められず、民間の登録検査機関による農産物検査証明とDNA分析が完全に一致したものは、16,312点で調査点数に占める割合は、99.2%であった。

(2) 131点（0.8%）については、DNA分析により、異品種の混入等が認められた。

連絡先：総合食料局 食糧部  
消費流通課 農産物検査班  
担 当：江渡、荻島、阿部  
電 話：03-3502-8111（内線5827, 5790, 5791）  
直 通：03-3501-3790（夜間直通）  
当資料のホームページ掲載先URL  
<http://www.maff.go.jp/www/press/press.html>

## 調査結果

### 1 対象品種

前年（平成16年）産作付面積上位品種のうち、価格形成センターでの取引価格が平均を超える8品種に加え、全国調査の観点から北海道産きらら397、青森県産つがるロマンを含めた10品種とした。

（コシヒカリ、ひとめぼれ、ヒノヒカリ、あきたこまち、きらら397、はえぬぎ、つがるロマン、ササニシキ、ハナエチゼン及び夢つくし）

### 2 概 要

(1) 産地段階における農産物検査時点で、別途DNA分析による品種判別調査を行ったところ、異品種混入が全く認められず、民間の登録検査機関による農産物検査証明と完全に一致したものは、16,443点中16,312点（99.2%）であった。（表1）

表1 DNA分析による品種判別調査結果

|                   | 平成17年産           | (参考)平成16年産       |
|-------------------|------------------|------------------|
| 異品種の混入が認められなかったもの | 16,312点 (99.2%)  | 16,660点 (98.1%)  |
| 異品種の混入等が認められたもの   | 131点 (0.8%)      | 329点 (1.9%)      |
| 合 計               | 16,443点 (100.0%) | 16,989点 (100.0%) |

(注1) 農産物検査の銘柄鑑定は、一定の技術水準を有する民間の農産物検査員が玄米を目視すること等により実施している。

(注2) なお、平成16年産調査は、調査対象前年産（平成15年産）の作付面積上位20品種を対象としており、単純な比較はできない。

(2) DNA分析により異品種の混入等が認められた131点（0.8%）については、登録検査機関を指導し、銘柄証明を是正した。

この異品種粒の混入程度は以下のとおりである。（表2）

表2 異品種の混入程度

| 25粒中に混入する異品種の粒数       | 異品種の混入等が認められた点数 |
|-----------------------|-----------------|
| 1粒 ～ 3粒 (4%～12%)      | 59点 (0.4%)      |
| 4粒 ～ 6粒 (16%～24%)     | 29点 (0.2%)      |
| 7粒 ～ 9粒 (28%～36%)     | 7点 (0.0%)       |
| 10粒 ～ 12粒 (40%～48%)   | 6点 (0.0%)       |
| 13粒 ～ 15粒 (52%～60%)   | 6点 (0.0%)       |
| 16粒 ～ 18粒 (64%～72%)   | 5点 (0.0%)       |
| 19粒 ～ 21粒 (76%～84%)   | 3点 (0.0%)       |
| 22粒 ～ 24粒 (88%～96%)   | 0点 (-%)         |
| 品種名誤記入又は品種の取違え (100%) | 16点 (0.1%)      |
| 合 計                   | 131点 (0.8%)     |

(3) 地域別及び品種別の状況

平成17年産米の各地域別、品種別調査点数及びDNA分析による異品種の混入等の状況は、以下のとおりである。(表3-1、表3-2)

表3-1 地域別の状況

| 地域別及び主な品種別 |        | 調査点数   | 異品種の混入等が認められたもの |
|------------|--------|--------|-----------------|
| 北          | 海 道    | 568点   | 14点 (2.5%)      |
|            | きらら397 | 568点   | 14点 (2.5%)      |
| 東          | 北      | 6,341点 | 62点 (1.0%)      |
|            | つがるロマン | 550点   | 6点 (1.1%)       |
|            | はえぬき   | 930点   | 6点 (0.6%)       |
|            | あきたこまち | 1,956点 | 18点 (0.9%)      |
|            | ササニシキ  | 1,141点 | 3点 (2.1%)       |
|            | ひとめぼれ  | 1,804点 | 22点 (1.2%)      |
| 関          | 東      | 960点   | 7点 (0.7%)       |
|            | あきたこまち | 3,102点 | 20点 (0.6%)      |
|            | ひとめぼれ  | 344点   | 6点 (1.7%)       |
| 北          | 北陸     | 131点   | 2点 (1.5%)       |
|            | コシヒカリ  | 2,621点 | 11点 (0.4%)      |
|            | 陸      | 3,059点 | 9点 (0.3%)       |
| 東          | ハナエチゼン | 109点   | 0点 (-%)         |
|            | コシヒカリ  | 2,895点 | 6点 (0.2%)       |
| 東          | 海      | 421点   | 2点 (0.5%)       |
|            | コシヒカリ  | 372点   | 0点 (-%)         |
| 近          | 畿      | 502点   | 4点 (0.8%)       |
|            | ヒノヒカリ  | 109点   | 1点 (0.9%)       |
| 中          | コシヒカリ  | 380点   | 3点 (0.8%)       |
|            | 中国四国   | 1,272点 | 8点 (0.6%)       |
|            | あきたこまち | 104点   | 3点 (2.9%)       |
|            | ひとめぼれ  | 103点   | 2点 (1.9%)       |
| 九州及び沖縄     | ヒノヒカリ  | 325点   | 2点 (0.6%)       |
|            | コシヒカリ  | 729点   | 1点 (0.1%)       |
|            | 九州及び沖縄 | 1,178点 | 12点 (1.0%)      |
|            | ヒノヒカリ  | 1,021点 | 10点 (1.0%)      |
| 九州及び沖縄     | 夢つくし   | 64点    | 1点 (1.6%)       |
|            | コシヒカリ  | 62点    | 1点 (1.6%)       |

(注1) ( )内の数値は、調査点数に対する異品種混入点数の比率とする。

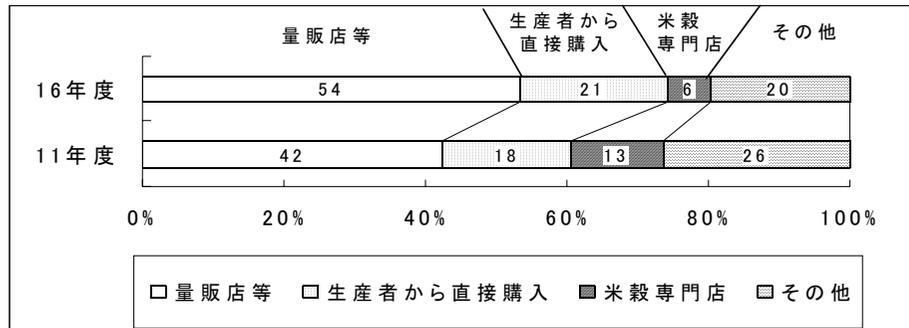
(注2) 地域別には、品種別に掲示した以外の品種が含まれている。

表3-2 品種別の状況

|        | 生産地域                      | 調査点数    | 異品種の混入等が認められたもの |
|--------|---------------------------|---------|-----------------|
| コシヒカリ  | 東北、関東、北陸、東海、近畿、中国四国、九州    | 8,019点  | 29点 (0.4%)      |
| あきたこまち | 東北、関東、北陸、東海、近畿、中国四国       | 2,445点  | 29点 (1.2%)      |
| ひとめぼれ  | 東北、関東、北陸、東海、近畿、中国四国、九州・沖縄 | 2,132点  | 29点 (1.4%)      |
| ヒノヒカリ  | 関東、東海、近畿、中国四国、九州          | 1,462点  | 14点 (1.0%)      |
| はえぬき   | 東北、北陸、中国四国、九州             | 951点    | 6点 (0.6%)       |
| きらら397 | 北海道                       | 568点    | 14点 (2.5%)      |
| つがるロマン | 東北                        | 550点    | 6点 (1.1%)       |
| ササニシキ  | 東北                        | 1,141点  | 3点 (2.1%)       |
| ハナエチゼン | 北陸、近畿                     | 1,111点  | 0点 (-%)         |
| 夢つくし   | 九州                        | 64点     | 1点 (1.6%)       |
| 合計     |                           | 16,443点 | 131点 (0.8%)     |

## Ⅱ 米の表示関係

### ○ 米の購入、入手先

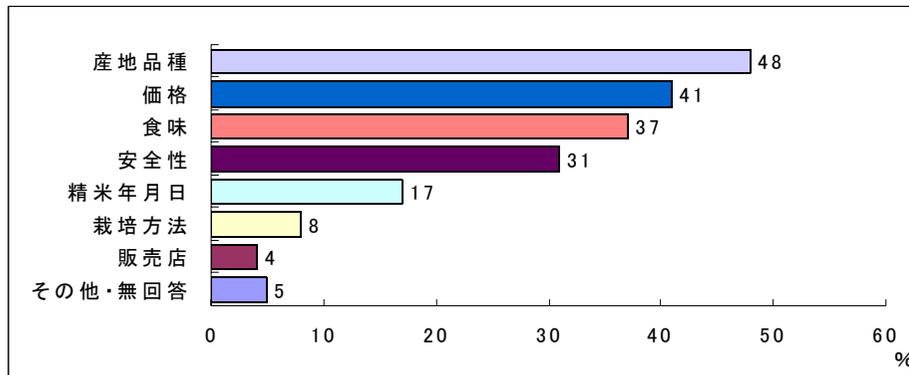


注：1 農林水産省「平成16年度食料品消費モニター第3回定期調査結果の概要」から抜粋

2 量販店等の内訳（16年度）

|            |     |
|------------|-----|
| スーパーマーケット  | 33% |
| 生協         | 14% |
| 農協         | 4%  |
| ディスカウントストア | 2%  |
| デパート       | 1%  |

### ○ 米購入時における消費者の選択基準



注：農林水産省「平成16年度食料品消費モニター第3回定期調査結果の概要」から抜粋

### ○ 現行の米の表示例

単一銘柄米

（産地、品種及び産年が同一である原料玄米を用いたもの）

| 名 称     | 精 米                                             |     |     |      |
|---------|-------------------------------------------------|-----|-----|------|
| 原 料 玄 米 | 産 地                                             | 品 種 | 産 年 | 使用割合 |
|         | 〇〇県 〇〇ヒカリ 〇〇年産 100%                             |     |     |      |
| 内 容 量   | 10kg                                            |     |     |      |
| 精米年月日   | 平成 18 年 〇〇 月 〇〇 日                               |     |     |      |
| 販 売 者   | 〇〇米穀株式会社<br>〇〇県〇〇市〇〇町〇〇〇〇<br>TEL 〇〇〇〇 (〇〇) 〇〇〇〇 |     |     |      |

ブレンド米

（単一銘柄米以外の「複数原料米」等の原料玄米を用いたもの）

| 名 称     | 精 米                                                             |     |     |      |
|---------|-----------------------------------------------------------------|-----|-----|------|
| 原 料 玄 米 | 産 地                                                             | 品 種 | 産 年 | 使用割合 |
|         | 複数原料米<br>国内産 100%<br>{ 〇〇県 〇〇ヒカリ □年産 60%<br>△△県 △△コマチ □年産 40% } |     |     |      |
| 内 容 量   | 10kg                                                            |     |     |      |
| 精米年月日   | 平成 18 年 〇〇 月 〇〇 日                                               |     |     |      |
| 販 売 者   | 〇〇米穀株式会社<br>〇〇県〇〇市〇〇町〇〇〇〇<br>TEL 〇〇〇〇 (〇〇) 〇〇〇〇                 |     |     |      |

○ 加工食品品質表示基準（抜粋）

|          |                                                                                                                      |
|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (表示の方法)  |                                                                                                                      |
| 第4条      |                                                                                                                      |
| (2) 原材料名 | <p>使用した原材料を、ア及びイの区分により、次に定めるところにより記載すること。</p> <p>ア 食品添加物以外の原材料は、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、その最も一般的な名称をもって記載すること。(以下略)</p> |

○ 加工食品の原料表示の例

|         |                                                                     |
|---------|---------------------------------------------------------------------|
| 名 称     | 豆菓子                                                                 |
| 原 材 料 名 | 落花生、米粉、でん粉、植物油、しょうゆ（小麦を含む）、食塩、砂糖、香辛料、調味料（アミノ酸等）、着色料（カラメル、紅麴、カロチノイド） |
| 内 容 量   | 100g                                                                |
| 賞 味 期 限 | 07.07.20                                                            |
| 保 存 方 法 | 直射日光を避け、常温で保存してください。                                                |
| 製 造 者   | 東京都千代田区×××-△△△<br>○○○食品株式会社 AK                                      |

○ 小売段階における米の表示と異なる品種混入の疑義があったもの

|                      | 15年産 | 16年産 | 17年産  |
|----------------------|------|------|-------|
| 分析点数 ①               | 598  | 647  | 610   |
| 表示と異なる品種混入の疑義があったもの② | 50   | 60   | 110   |
| ② / ①                | 8.4% | 9.3% | 18.0% |

○ 表示と異なる品種混入の疑義があったものの原因

| 年 産                 | 16年産                  | 17年産                    |
|---------------------|-----------------------|-------------------------|
| 表示と異なる品種混入の疑義があったもの | 60 (9.3%)<br><100.0%> | 110 (18.0%)<br><100.0%> |
| 販売業者に原因があるもの        | 46 (7.1%)<br><77.7%>  | 79 (12.9%)<br><71.8%>   |
| 混入原因が不明なもの          | 7 (1.1%)<br><11.7%>   | 15 (2.5%)<br><13.6%>    |
| 継続調査中のもの            | 7 (1.1%)<br><11.7%>   | 16 (2.6%)<br><14.5%>    |

注：1 消費・安全局表示・規格課調べ

2 ( ) は、分析点数に対する異品種混入点数の比率

3 < > は、表示と異なる異品種混入の疑義があったものの原因別構成比率

○ 種子の生産物審査及び証明

主要農作物種子法（昭和27年法律第131号）抜すい

**第4条第2項** 指定種子生産者は、～中略～ 指定種子生産ほ場において生産された主要農作物の種子について、生産物審査を受けなければならない。

**第5条** 都道府県は、～中略～ 基準に適合すると認めるときは、～中略～ 生産物審査証明書を交付しなければならない。

## (参考) 玄米及び精米品質表示基準 (抄)

平成12年農林水産省告示第515号

(表示の方法)

第4条 前条第1項第1号から第5号までに掲げる事項の表示に際しては、販売業者等は、生鮮食品品質表示基準第4条の規定にかかわらず、次の各号に規定するところによらなければならない。

(1) 名称

玄米にあつては「玄米」と、もち精米にあつては「もち精米」と、うるち精米にあつては「うるち精米」又は「精米」と記載すること。ただし、うるち精米のうち、胚芽を含む精米の製品に占める重量の割合が80%以上のものにあつては「胚芽精米」と記載すること。

(2) 原料玄米

原料玄米の表示を、次に定めるところにより記載すること。

ア 産地、品種及び産年(生産年をいう。以下同じ。)が同一である原料玄米を用い、かつ、当該原料玄米の産地、品種及び産年について証明(国産品にあつては、農産物検査法(昭和26年法律第144号)による証明をいい、輸入品にあつては、輸出国の公的機関等による証明をいう。以下同じ。)を受けた原料玄米にあつては、産地、品種、産年及び使用割合(原料玄米の製品に占める重量の割合をいう。以下同じ。)を表示することとし、この場合における産地及び使用割合は、次の各号に規定するところにより記載すること。

(ア) 産地

国産品にあつては都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名を、輸入品にあつては原産国名又は原産国名及び一般に知られている地名を記載すること。

(イ) 使用割合

「100%」と記載すること。

イ アに規定する原料玄米以外の原料玄米を用いる場合には、「複数原料米」等原料玄米の産地、品種若しくは産年が同一でないか、又は産地、品種若しくは産年の全部若しくは一部が証明を受けていない旨を記載し、その産地及び使用割合を併記すること。この場合、国産品にあつては「国内産 △△%」と、輸入品にあつては原産国ごとに「〇〇産 △△%」と、国産品及び原産国ごとの使用割合の多い順に記載し、「〇〇」には国名、「△△」には使用割合を表す数字を記載すること(イからエにおいて同じ。)。

ウ イの場合において原料玄米に産地、品種又は産年について証明を受けたもの(以下「証明米」という。)が含まれている場合にあつては、当該証明米についてイの規定による「国内産 △△%」又は「〇〇産 △△%」の表示の次に括弧を付して産地、品種及び産年の3つの表示項目の全部又は一部をそれぞれに対応する使用割合と併せて記載することができる。なお、この場合において産地はアの(ア)に規定するところにより記載し、次の各号に掲げる場合にあつてはそれぞれ当該各号の定めるところにより記載すること。

(ア) 複数の証明米について表示する場合にあつては、当該証明米の使用割合の多い順に記載すること。

(イ) 複数の証明米を混合して用いた場合にあつては、当該複数の証明米のうち一部の証明米のみについて表示することができる。

(ウ) 産地、品種及び産年の3つの表示項目の一部を表示する場合にあつては、表示するすべての証明米について表示項目をそろえて記載すること。

エ イの場合において原料玄米に産地、品種及び産年の全部について証明を受けていない原料玄米(以下「未検査米」という。)が含まれている場合にあつては、当該未検査米についてイの規定による「国内産 △△%」又は「〇〇産 △△%」の表示の次に括弧を付して「未検査米 △△%」と記載することができる。

(3)~(4) 略

2 略